

全国で10名余 のための制度

衆 議院予算委への提出資料で知られることになった、平成17年度は13名で、その前年9名、その前年10名という数字があります。大幅な伸びともいえませんが、分母を見る必要があります。何のことかといいますと、5000万サラリーマンのための特定支出控除という制度利用者数のことです。

サ ラリーマンにも確定申告の道を拓くものとして1987年（昭和62年）に創設されたもので、給与所得者が特定の支出をした場合、その年の特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その超える金額が給与所得控除後の金額から差し引ける、というものです。

特 定支出は、1）通勤費、2）転勤に伴う引越し費用等、3）研修費、4）一定の資格取得費、5）単身赴任者の勤務地と自宅の往復旅費の5つだけです。

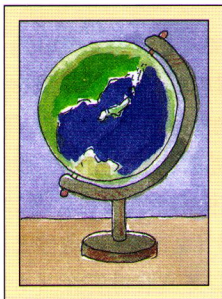
そ してこの5つの項目の特定支出は、給与の支払者が証明したものに限られます。給与の支払者が負担してくれる金額があり、その金額をサラリーマンが課税収入としていないときは、当然特定支出の額から除かなければなりません。確定申告の際には、特定支出に関する明細書や給与の支払者からの証明書を申告書に添付し、搭乗・乗車・乗船に関する証明書、支出した金額を証する書類も申告書に添付する必要があります。

因 みに、平成17年分13名の適用費用の内訳は、資格取得6件、研修費5件、通勤費4件、転居費1件の計16件でした。サラリーマンの必要経費は特定しにくいのですが、利用者数を増やさせないためにケチで面倒な制度にしているとの印象も受けます。

し かし、また、特定支出控除制度利用者が少ないのは、わが国の給与所得控除が勤務費用の概算控除と位置づけられながら、その実際水準を何倍も上回る事実上の架空経費控除になっているから、との見方もあります。実際、年収400万円の人で33.5%134万円、年収600万円の人で29%174万円、年収800万円の人で25%200万円の必要経費が認められています。

そ れに、年末調整によって確定申告の煩わしさから解放されている、ということも理由に挙げられます。

10日は「時の記念日」。
天智天皇の漏刻の新設が由来ですが、大正9年、知識人有志の生活改善同盟会が、時間にルーズで、他人の時間まで無駄にする人が多いことを憂いて、「時間の大切さを再確認する日」として制定したものです。
今年も早半ば、多忙な日々の中で、ふと立ち止まることも。「人にややおくれに衣更へにけり 淡路女」
6日芒種、22日夏至。



ある人は十銭をもつて一円の十分の一と解釈する。ある人は十銭をもつて一銭の十倍と解釈する。同じ言葉が人によって高くも低くもなる。言葉を用いる人の見識次第である。

（小説家 夏目漱石）

6月の税務メモ

（国 税）

- 5月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税の予定納税基準額の通知（税務署長より）
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間（予定）申告

11日
15日
7月2日

（地方税）

- 5月分個人住民税特別徴収分の納付
- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間（予定）申告
- 個人住民税の普通徴収第1期分納付（条例による）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。